「環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令」正誤表

訂正箇所	誤	正
第一条	・・・第二十六条の見出し及び同条中「地方環境事務所」を「地方環境局」に、同条中「地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）」を「地方環境局組織規則（平成十七年環境省令第十九号）」に改める。	・・・第二十六条の見出し中「地方環境事務所」を「地方環境局」に、同条中「地方環境事務所については」を「地方環境局については」に、「地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）」を「地方環境局組織規則（平成十七年環境省令第十九号）」に改める。